

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

テクノケアサービス株式会社（以下「甲」という。）とテクノケアサービス株式会社労働者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

## （対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、期間を定めずに雇用される派遣労働者・有期で雇用される派遣労働者（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 本協定は、派遣先で別添2に挙げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 3 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ為、本労使協定の対象とする。
- 4 甲は、対象従業員について、労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

## （賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、退職手当及び調整手当とする。

## （賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1・2のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日職発0829第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和4年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）のとする。

※ 地域指標においては別添3のハローワーク別地域指標を用いたものとする。

※ 職業分類については別添2の「当該大分類内の中分類又は小分類」のうち、協定対象派遣労働者が従事する業務と最も近いと考えられるものを選択すること

- (2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条の通りとする。
- (3) 地域調整については、就業地が宮城県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「築館」「迫」により調整

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

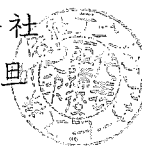
(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

※労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更された場合には、有効期間中であっても、労使協定に定める派遣労働者の賃金の額が一般賃金の額同等以上の額と同等以上の額であるか否か確認することが必要。その結果、派遣労働者の賃金の額が次年度の一般賃金と額と同等以上の額でない場合には、労使協定に定める賃金の決定方法を変更する為に労使協定を締結し直さなければならない。一方、派遣労働者の賃金の額が次年度の一般賃金の額と同等以上の額である場合には、派遣元事業主が、同等以上の額であることを確認した旨の書面を労使協定に添付することで差し支えない。

令和6年3月5日

甲 テクノケアサービス 株式会社  
代表取締役 只野 佳 昌



乙 従業員代表

市川 睦

